

営農用重油タンク 安全管理について [お知らせ]

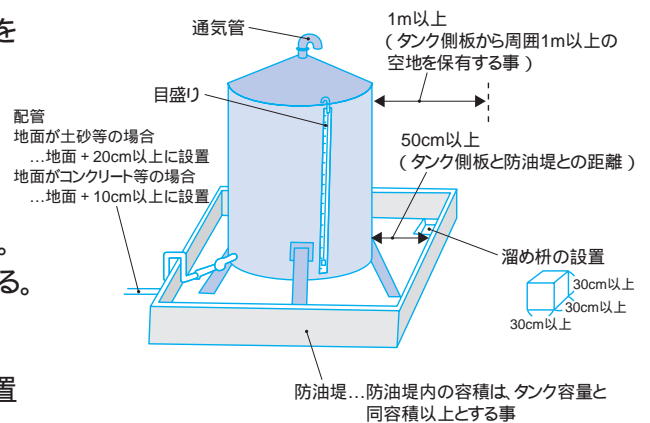
安全管理基準

1 | 届出義務 営農用1.9kl重油タンクで重油を貯蔵または取り扱う場合は、消防署へ届出が必要です。

2 | タンクの固定 アンカーボルトまたは足の埋め込み等で基礎に固定し台風などで倒れないようにする。
(基礎構造はコンクリートでつくる必要がある。)

3 | 防油提 危険物(重油等)が漏れた場合にその流出を防止するために有効な措置が必要です。

危険物が浸透しない構造とする。
(鉄筋コンクリート又はブロック構造)
容積はタンク容量と同容積とする。
タンクの側面から0.5メートル以上離す。
床に適当な斜面をつけ、溜め枡を設ける。



4 | 配管 地面が土砂等の場合
.....地面+20cm以上に設置
地面がコンクリート等の場合
.....地面+10cm以上に設置

5 | 標識・掲示板 30×60の「少量危険物貯蔵所」、「危険物の分類・品名・最大数量」、「**火気厳禁**」の標識・掲示板を掲げる。

詳しくは 豊橋市中消防署・南消防署にお問い合わせください。又、防油堤の工事に関しては JA豊橋各事業所・各給油所まで。

注意 重油が流出し、田畑・河川・海を汚染し、
莫大な被害を被る事故が起きています。

- 1 | タンク・配管等のバルブの管理は大丈夫でしょうか。
(使わない時は、バルブを閉めた上で、ハンドルを外しておいてください。)
- 2 | タンク・配管設備からの油の漏れ、にじみはありませんか。
- 3 | 農作業や工事にともなう損傷はありませんか。
(特に重油使用開始の時は、十分点検してください。)
- 4 | 消費量のチェック等日常点検を励行していますか。
(地下埋設配管の腐食は発見が遅れ、多量に流出するおそれがあります。)
- 5 | 万一、重油が漏れた時は、直ちに消防署へ通報し農協に連絡をください。
- 6 | 損害額・被害賠償額は管理者の負担となります。

